

食科協理事長ニュースレター200号記念挨拶

ニュースレター200号発刊に当たって

NPO 法人 食品保健科学情報交流協議会
理事長 馬場 良雄

食科協は2002年2月に発足し、同年11月には食科協ニュースレターを創刊し、今回200号を迎える事が出来ました。これまで継続できましたのは、食科協の活動を理解し、ご指導ご助言頂いた、行政の方々、賛助会員の方々、個人会員の方々そしてボランティアとして活動してきた理事・運営委員の方々のおかげであり、200号発刊に当たり改めて感謝申し上げます。

世界中で新型コロナウイルスの感染拡大により、多くの活動がストップし、経済活動、人々の生活が大きく滞っております。本年1月中旬にメディアで中国での発症が報道されてから、WHOはパンデミックではないとの見解で過剰な不安に陥る事の無いよう発信してまいりましたが、3月上旬にはついにパンデミック状況にあると発表し対策強化を求めるに至り、終息の見通しがついていない状況が継続しております。一刻も早く出口の見える状況になることを切に願うのみです。

①.リスクの収束に向けては科学的かつ冷静なリスク分析と色々な立場の方々とのリスクコミュニケーションを。

食科協ニュースレターは創刊以来一貫して食品の安全に係る行政情報、消費者情報、企業情報、学術情報をタイムリーに発信してまいりました。2000年頃から消費者の食品に対する不信感が高まってまいりましたが、食科協はそのような状況の中において設立され活動を継続してまいりました。創刊号の巻頭言で当時の理事長が「消費者の食品に対する不安解消のためには、食品の安全確保が科学技術だけでは解決しえない事である」と記しておられます。その解決のための手段として「リスクコミュニケーション」が強調され、2003年には食品安全基本法が施行されて、食品安全に係る関係者の双方向コミュニケーションが強化されてきました。しかし、消費者の安心に対する理解醸成は道半ばといった状況であり、今回の新型コロナウイルスの情報に接し、リスクコミュニケーションの努力をし続けることの重要性を痛感いたしております。

2000年頃からの食に係る重大ニュースとして、日本初のBSE発症、鳥インフルエンザの多発、福島原発事故に伴う食品の放射能汚染、豚熱(いわゆる豚コレラ)等多くの問題が発生してきています。これらの危害要因はいずれも食品として目に見えるものではな



く、消費者が安心するまでには多大な時間と情報発信、リスクコミュニケーションが必要でした。BSE の事例では万が一 BSE 発症の牛肉を摂取した場合、人に感染するのではないかという不安が払拭できませんでした。専門家が「まずないが、あったとしても 1 億分の 1 の確率である」としましたが、消費者の安心を得ることは出来ず、発症した畜産農家の牛は全頭殺処分すると共に 24 か月齢以上の食用に回す牛の全頭検査を継続すると共に発症事例のない検査事例が継続する事で、世の中の不安感が解消されるに至りました。福島原発事故の後の食品中の放射能についても厳しい基準に法改正して、基準値以下であれば安全上全く問題ないと専門家の見解が出されましたが、「検出される」ことに不安を感じる消費者団体等の訴えも強く、終息するのに多くの時間をかけ多数の検体の放射能検査を実施してまいりました。鳥インフルエンザや豚熱(いわゆる豚コレラ)が発症した農家の鶏や豚は全頭殺処分され、周辺含め消毒を徹底し終息に努めております。さらに、これらに感染した鶏、豚は食用には絶対回らない管理が法的にもされております。鶏農家、養豚農家の経営にとっては大変重い課題ですが、食品としての安全、安心は消費者にも伝わっているように思われます。

②食品の安全確保の為に基本を大切に

2020 年も間もなく 3 か月が過ぎようとしています。新型コロナウイルスによる社会的混乱であつという間に日々過ぎていきます。しかし、今年 6 月からは改正食品衛生法の施行、4 月の食品表示法の義務化を控えて、食品業界、行政ともに対応を迫られる時期でもあります。この様な状況の中で、関係者は着実に対応準備していくことが求められます。

食品衛生法の重点改正項目として HACCP 義務化がありますが、対応についてあまり難しく考えず、基本に立ち返って対応していくことが大切であると思います。まずは一般的な衛生管理の徹底が基本にあります。整理整頓と衛生教育そして記録の管理は基本ですが、今回の新型コロナウイルス対策に通じる大きな価値があつたと思います。感染予防のために「うがい、手洗い、咳エチケット」が繰り返しマスコミで流れ、多くの人に定着したように思います。特に手洗いについては雑な洗い方ではだめで、しっかり時間をかけて(30 秒、少なくとも 20 秒)洗う事が映像で流れたことは少なからず衛生教育としてよかったと思います。食品事業者は衛生管理の基本として手洗いは常に強調して従業員教育していますが、形式的な手洗いに終わっていたことを多くの人を実感したのではないのでしょうか。手洗いの不足で食中毒を起こしたと思われる失敗事例は多々あると思います。刻み海苔や食パンで発生したノロウイルス食中毒事例もあり、ノロウイルス感染対策の事例が多く作成されていますが、この機会に再度チェックし衛生教育の徹底に活用する絶好の機会であると思います。

③食品表示は消費者に判りやすい表示で誤認されずに正しく伝える工夫を

食品表示法の義務化もいよいよ来月 4 月となりました。それぞれに着実に対応していくことが求められますが、食品表示についてもこの機会に改めて考えることが大切であると思います。食品表示は衛生管理・健康管理上必要な情報と消費者が食品を選択するための

情報があります。いずれの情報にあっても消費者に判りやすく、誤認されない表示、情報提供が最も大切でしょう。食品表示とは話題がずれますが、警視庁が歩行者横断禁止の道路標識の変更を行い3月末から施行するとの事です。「歩行者横断禁止」という言葉を子供でも判りやすくするため「わたるな」という表記に変更するものです。誰でも一目見て判る表記は食品表示でも求められるものであると思います。食品表示に限った事ではありませんが、PL法対応で注意書き表示が必要以上に数多く書かれている事が多くなりました。食品の任意表示としての注意書き表示も、なかにはかえって注意すべき重要点が埋没して分かりにくい例もみられます。また、機能性表示食品の表示や、栄養強調表示、原産地強調表示等でも、消費者に優良誤認を誘導するような事例もみられます。機能性表示食品としての届け出制度ができたように、食品の特徴事項を消費者に伝わるように適切に表示する事は、食品事業者にとって重要なことは言うまでもありませんが、消費者に誤認されず、事実に基づき、且つ食品表示の目的に合致した表示が大切でしょう。今般の新型コロナウイルスの混乱の中でも抗ウイルスをうたったような食品表示等に対し消費者庁から警告も発せられているようです。

消費者は、新型コロナウイルスの現在の状況でもある通り、見えないものに対して人は大きな不安を感じます。食科協としては、消費者の食品に対する信頼に資する様、関係行政の方々のご指導、ご協力を頂きながら、今後とも継続して、適宜講習会、勉強会を開催すると共に、ニュースレターやかわら版などにより情報発信に務めて参りたいと思えます。

今般の新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束と正常な日常生活に戻れる事を心から願っております。